

## SB 32、AWGハイライト

2010年6月7日月曜日

午前中と午後、コンタクトグループ会合および非公式協議が開催され、SBI ではキャパシティビルディングと決定書1/CP.10 (ブエノスアイレス作業計画)、AWG-LCAでは、第3項目 (COP 16提出の成果文書作成)、AWG-KPでは附属書I排出削減量、SBSTAでは緩和の科学的、技術的、社会経済的側面が議論された。

### コンタクトグループおよび非公式協議

**第3項目 (AWG-LCA) : 技術および協力的セクター別アプローチ、農業におけるセクター別行動** : 午前中のコンタクトグループ会合では、AWG-LCA議長の質問書

([http://unfccc.int/files/meetings/ad\\_hoc\\_working\\_groups/lca/application/pdf/questions\\_for\\_technology.pdf](http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/questions_for_technology.pdf))に基づき、技術に焦点を当て審議した。また締約国は、AWG-LCA議長の質問書

([http://unfccc.int/files/meetings/ad\\_hoc\\_working\\_groups/lca/application/pdf/question\\_agriculture.pdf](http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/question_agriculture.pdf))に基づき、協力的セクター別アプローチならびに農業部門でのセクター別行動も議論し、COP 16で農業部門の作業を開始できるよう、解決すべき問題に焦点を当てた。

農業部門に関し、メキシコは、作業計画の範囲決定が必要であるとし、農業部門と畜産との関係に焦点を当てた。アルゼンチンは、食糧生産と消費、経済発展と持続可能性の関係について序文で言及することを提案した。日本は、農業部門のセクター別アプローチは、国情に応じて実施されるべきであり、COP 16でこの部門のさらなる作業を奨励すべきだと指摘した。サウジアラビアは、農業などの一部の問題を「fast tracking (特急で)」行い、他の部門が未解決のまま残されることへの懸念を表明し、これはバリ行動計画 (BAP) に反すると強調した。

中国は、食糧安全保障、貧困の減少、持続可能な開発での農業の重要性を強調し、南アフリカと共に、この部門では緩和よりも適応が重要だと指摘した。ボリビアは、農業政策枠組では地域社会および先住民社会の利益達成に焦点をあてるべきであり、種苗、土地、水の利用、食糧生産を管理する権利など食糧面での主権に注目すべきだと述べた。ブラジルは、農業問題の意見の一致を指摘し、ウルグアイは、農業に関する記述を歓迎した。パキスタンは、ここでの努力は各国の優先政策に合致し食糧安全保障を確保するものにすべきだと述べた。ニカラグアは、種苗、土地、水、食糧生産に関する小規模農家の権利およびこれらを管理する権利を確保する必要があると強調し、食糧安全保障を確保する適切な資金メカニズムを求めた。米国は、

農業に関する作業計画を支持したが、貿易関連問題の直接的な記述は削除するよう要請した。オーストラリアは、農業に関する計算手法について、さらなる作業の必要性を強調した。

スペインはEUの立場で発言し、オーストラリア、スイス、ガンビア、その他と共に、バンカー燃料問題の検討を求めた。サウジアラビアは、締約国間で「極めて大きな違い」があると指摘し、これらの問題は、国際民間航空機関 (ICAO) および国際海事機関 (IMO) で扱うべきと強調した。シンガポールは、IMOとICAOの専門性を強調し、これら組織での作業に対する追加支援を推奨した。

クック諸島は、バンカー燃料の審議方法についてAWG-LCA議長の意図を知りたいと情報を要求した。ノルウェーは、バンカー燃料の議論を支持し、この問題でのギャップをなくすため、クック諸島が提出した新しい文書 (FCCC/AWGLCA/2010/MISC.2/Add.1) の利用を提案した。

技術に関し、韓国とカナダは、提案されている技術実行委員会 (TEC) をSBSTAの下に置くべきと述べた。日本は、技術開発を可能にする重要要素として官民のパートナーシップに注目し、知的財産権 (IPRs) を厳格に保護し、TECがハイレベルな諮問組織となることに焦点を当てた。また同代表は、気候技術センターとネットワーク (TCN) はNAMAsの開発を支援すべきだと述べた。EUは、適応と緩和に関する技術およびキャパシティビルディングの支援実施の重要な手段として技術メカニズムを挙げた。また同代表は、途上国が緩和および適応の両方で国家主導の計画を策定し行動をおこす準備を支援するにはセンターネットワークが重要な役割を果たすと強調した。同代表は、緩和と適応の両方のニーズおよびギャップについて提案を行う諮問組織としてのTECの役割にも注目し、TECが関連組織、機関、利害関係者と相互に協力して効果的に作業できるよう適正な権限を確保する必要があると強調した。

南アフリカはアフリカグループの立場で発言し、IPRsに関し議長の質問書に書かれていないことに注目し、IPRで保護されている技術への途上国のアクセスを可能にする世界技術移転とIPR集積機関の設置を支持した。同代表は、TECは技術移転実施を指導し、TCNに対し諮問機関としての役割を果たすと説明した。同代表は、TCNがプロジェクトの設計ならびに国家主導の行動の実施に対し支援を行うと指摘した。

米国は、オーストラリアの支持を受け、TECとセンターおよびネットワークは同等の立場とすべきであり、SBSTAを通してCOPに報告すると述べた。同代表は、技術関連組織を資金メカニズムの運用組織とすべきでないと指摘した。

オーストラリアは、TCNとTECはそれぞれ運用上の独立性を持つべきであり、その資金、レビュー、ガイダンスにつきSBSTAに定期的に報告すべきだと述べた。

アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、TECは独立組織であるべきで、COPに報告すべきだと述べた。

同代表は、TECはTCNに権限を与え優先度および技術基準を設定すべきだと述べた。インドは、技術メカニズムが知識管理を支援し、新しい技術を指導し、技術普及に向け協力関係を推進すべきだと述べた。同代表は、TECは全体を監督し、資金援助提案をレビューし、COPに報告すべきだと述べた。

ノルウェーは、TECはSBSTAに報告すべきだとし、TECは適応と緩和の両方に関連性をもつと指摘した。中国は、TECは指導、プログラム策定、資金援助推進の役割を果たす強力な組織とすべきだとし、独立した組織として、COPに直接報告すべきだと発言し、南アフリカもこれを支持した。

ボリビアは、TECは技術移転に伴う増分コスト全額を対象とする資金メカニズムの窓口と連携し、先進国による技術移転のMRVに注目する主要な機関であるべきだと強調した。同代表は、途上国による気候変動への対応を妨げるような形で国際的なIPR体制を実施することがあってはならないと強調し、技術移転推進のため、強制的ライセンス化の利用を提案した。

トルコは、技術開発および技術移転を目的とした現在のメカニズムは不適切であると強調し、効果のあるダイナミックで透明性のあるメカニズム、組織同士の定期的かつ効果的な情報交換、途上国と先進国代表のバランス、異なる国情への配慮、SBsおよびUNFCCC外の関連組織とメカニズム組織との協力を求めた。

タイは、緩和活動が食糧の安全保障や特に小規模な農家の生活に与える社会経済的な影響に配慮するよう求めた。パキスタンは、TECおよびTCNをCOPの権限下のものとし、協力関係を強化し、障壁を除去すべきと提案し、TECは独立組織としてCOPに直接報告する組織であるべきだと述べた。グアテマラは、「グリーン革命」が農業部門での技術移転の役割に関する重要な教訓を与えたとし、食糧生産増強に貢献したが、小規模農家の保護や先住民や現地の知識の役割尊重は怠ったと述べ、社会でも最も脆弱な部門に配慮するよう求めた。ニカラグアは、有用でクリーンかつ社会的にも適切な技術に注目すべきだと述べ、技術は民間の独占に任せるのではなく、公的な機関が管理すべきだと述べた。カナダは、TECとTCNは技術メカニズムの中で、別個のただし同位の構成組織とし、作業の重複を避け、効果性と同時にシナジーも追求し、相互に支援しあうものにすべきだと述べた。同代表は、TECとTCNは既存組織の効果を最大限引き出し、SBSTAに報告すべきだと述べた。

先進国の緩和約束または行動の計測、報告、検証 (MRV) : 午後のコンタクトグループ会合では、AWG-LCA議長の質問書 ([http://unfccc.int/files/meetings/ad\\_hoc\\_working\\_groups/lca/application/pdf/1b\(i\)\\_mrv\\_questions.pdf](http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/1b(i)_mrv_questions.pdf)) に基づき、先進国による緩和約束または行動のMRVに焦点が当てられた。

スペインはEUの立場で発言し、排出削減目標の法的形式化を議論する必要性、排出源および温室効果ガス

(GHGs) を含めて約束を明確化する必要性があると指摘した。同代表は、環境十全性グループの立場で発言したスイス、AOSISの立場で発言したバルバドスと共に、先進国の約束に関する情報取りまとめを事務局に要請した。またEUは、BAPのサブパラグラフ1(b)(ii)項の内容において途上国の約束取りまとめも要請した。同代表は、特に次の項目の検討を提案した：LULUCF、柔軟性メカニズム、GHG年次インベントリ、国内インベントリシステム、目標の算定、遵守。

中国は、京都議定書の締約国でない附属書I諸国にも同議定書のMRV規則を適用すべきだと述べた。同代表は、附属書I諸国の目標のMRVがMRVの焦点だと強調し、MRVの全体枠組や新しいMRV組織は不要だと強調した。

米国は、トルコと共に、MRVについては別な章とするよう提案した。米国は2006年版IPCCガイドラインおよび年次インベントリの利用を支持した。同代表は、完全版国別報告書の4年ごとの提出、および経済全体の排出削減目標ならびに政策措置、手法論、オフセットの利用情報の2年ごとの更新を提案した。同代表は、国別報告書には、途上国に対する緩和、適応、キャパシティビルディング支援に関する情報も入れるべきだと述べた。同代表は、「全面的なMRV体制」の必要性を強調し、最初の完全版国別報告書には、低炭素開発戦略も盛り込むべきだと指摘した。また米国は、緩和行動に関する非附属書I諸国の2年ごとの報告を求めた。

ノルウェーは、MRVには共通の規則が必要であると指摘し、目標と関係する排出量の算定にも共通の規則が要ると述べた。また同代表は、オフセットと取引を報告する必要があるとし、国別報告書の提出頻度増加の意思を表明し、途上国への支援に関する報告強化を提案した。

バルバドスはAOSISの立場で発言し、取引可能な単位あるいはオフセットと同様に、特に、国際レビュープロセス、排出量とLULUCFの算定と報告を支持した。

日本は、2006年版IPCCガイドラインを用いた毎年のインベントリ提出、報告頻度を2年ごとに増やすこと、より長い周期での完全版国別報告書の提出を提案した。同代表は、2年ごとの国別報告書を合理化し、重要要素の情報を明確かつ焦点を絞る形で提示すべきと指摘し、専門家レビューチームによる国別報告書の検証は継続すべきと述べた。

ニュージーランドは、現在の報告提出要項は全ての国のMRVのベースとして優れていると指摘した。同代表は、報告提出頻度に関し、現在の実施方法のままインベントリは毎年とし、二年ごとの報告書はスリム化し、完全版国別報告書を定期的に提出するよう提案した。また同代表は、全ての締約国におけるスリム化した二年ごとの報告書について議論するよう提案した。

スイスは環境十全性グループの立場で発言し、MRVのガイドラインはUNFCCCと議定書に求めることが

できるとし、MRVは国別報告書に則り築かれるべきだと強調した。同代表は、毎年のGHGインベントリ提出、国別報告書提出という現在の頻度は適切だと指摘する一方、さらなるガイドラインや新しい題目の追加、あるいは報告頻度の調整が必要となる可能性があるとは指摘した。トルコは、先進国は附属書I諸国のための既存ガイドラインに則り報告すべきだと述べた。同代表は、NAMAsを含めた途上国への支援に対するMRVの必要性を強調し、支援や地理的対象範囲、キャパシティビルディングのほか、行動のマッチングに関しても報告することを提案した。

南アフリカは、MRVは附属書I諸国の全体約束を対象とすべきとし、努力の比較可能性に関する技術パネルの設置提案を繰り返した。同代表は、議定書の締約国でない附属書I諸国にも遵守システムが必要だと強調し、市場メカニズム、オフセット、技術支援、資金援助に関する報告の必要性を指摘した。同代表は、条約は国別報告書の様式を規定していないと強調し、スリム化した様式を作り上げるよう提案した。

サウジアラビアは、附属書I諸国の緩和政策が途上国に与える影響についてのMRVの必要性を強調し、先進国がこれらの影響を最小限に抑制するための措置を明らかにするよう求め、関税や貿易障壁の利用に警告を發した。

ブラジルはG-77/中国の立場で発言し、強力な遵守メカニズムを要求し、LULUCFの算定を含め議定書の規則を附属書I諸国に適用するよう求めた。同代表は、BAPサブパラグラフの1(b)(i)および1(b)(ii)における先進国および途上国の緩和ならびにMRVについて別個のセクションを設ける必要があると強調した。また同代表は、資金援助を含め異なる分野のガイドライン強化を求めた。

シンガポールは、報告書に議論が集中していることを嘆き、MRVは附属書I諸国の確実な遵守に貢献すべきとし、全ての附属書I諸国の算定規則は排出削減の全体像を明示する、比較可能で一貫性のあるものにするよう求めた。オーストラリアは、MRVは規則的で透明性があり、目標や削減量、方法論、オフセットの利用、技術支援、資金援助、キャパシティビルディング支援の供与または受理の情報を含めるべきだと述べた。同代表は、先進国による毎年のGHGインベントリ提出、全ての諸国による2年ごとの国別報告書提出を提案した。

ベトナムは、ベースラインと努力の比較可能性が重要だと指摘した。ボリビアは、附属書I諸国の目標達成に国内努力と市場メカニズムがどれだけ貢献したか報告する必要があると強調し、不順守の場合には、罰金または目標値の調整を行うことが重要だと指摘した。フィリピンは、MRVは「遵守がなければ無意味だ」とし、比較可能性に関する技術パネルを要求した。議長のMukahhanana-Sangarweは、適応と市場メカニズムに関するスピンオフグループの会合を開催すると告げた。

**附属書I排出削減量 (AWG-KP)**：締約国は、附属書I排出削減量の規模とLULUCF規則との関係に焦点を当てた。共同進行役のIversenは、LULUCFに関するスピノフグループの会合について報告し、第2約束期間でのLULUCFの扱いに関するオプションおよび提案を紹介した。同共同進行役は、湿地管理を含めるとの提案に注目し、排出量に最大の影響を与えるのは森林管理のほずだと指摘した。また同共同進行役は、異なるオプションの影響に「絶対値」をつけるのは困難であるとし、どの手法を用いたかにより、多様なオプションの影響の質は異なってくると指摘した。

共同議長のCharlesは、次の点を検討するよう求めた：LULUCFは附属書I締約国の野心度とIPCCの範囲とのギャップを埋めるのにどう役立つか；締約国のQELROs遵守に対するLULUCFの貢献度；そのような貢献をオープンエンドとすべきか、キャップをかけるべきか、締約国の考えで異なるか；附属書I目標に関し合意するためにLULUCFの役割について、どのような追加情報が必要か？

ミクロネシア連邦は、LULUCF規則で野心レベルが低下を招かないようにする必要があると強調し、各オプションが環境の十全性にどう影響するか理解する必要があると述べた。

EUは、各種オプションが附属書I諸国の排出量に与える影響についてプレゼンテーションを行い、現在のLULUCF規則では各締約国とも追加的でないクレジットを受けることになり、「追加行動を起こす真のインセンティブはない」のであり、ディスカウントレートオプションでも締約国は現在のLULUCF規則の場合と同程度の追加的でないクレジットを受け取ることになるとした。追加行動をとることには多少のインセンティブがある、参照レベルオプションの場合は、選択した参照レベルにより異なるが大半の諸国がビジネスアズユージュアルで何のクレジットも得られない一方、歴史的な参照年度を1990年とする場合は、一部の諸国が主に森林管理に関して大量のクレジットまたは債務を恣意的に割り当てられることになると指摘した。

ブラジルはG-77/中国の立場で発言し、LULUCFの利用にキャップをつけた上で正味—正味手法をとることを希望した。ツバルは、パーセンテージではなく絶対トン数で影響を示すべきだとし、プレゼンテーションに用いた想定条件を明らかにするよう求めた。ウガンダは、各国の森林管理手法や各国の森林の特性を考慮に入れたかどうか尋ねた。EUは、キャップ設定の可能性を認めたが、そのようなキャップは厳格すぎるものにすべきでなく、さらなる行動をとるインセンティブを提供するものにすべきだと強調した。

ノルウェーは、行動をとることへのインセンティブは必要だと強調した。ロシアは、自国が次の約束期間においてLULUCFから相当量の貢献をえると期待しているとし、LULUCF込みでは25%、LULUCF抜きでは15%の削減を約束していると指摘した。ツバルは、採用される規則により目標を調整すると各国の発言を指摘し、LULUCF規則は可能な限り厳格なものにして環境十全性の必要条件を満たすことが重要だとし、各

国に過度の約束調整の余地を認めないことが重要だと強調した。オーストラリアは、同国の約束の場合 LULUCFの「可能な限り全面的な」利用を前提としているとし、LULUCFの利用上限を設けることに反対した。パプアニューギニアは雨林国連盟（COALITION FOR RAINFOREST NATIONS）の立場で発言し、数値合意の前の規則設定を支持し、次の提案を行った：緩和行動へのクレジットを可能にし、ビジネスアズユーザに対するクレジット発行を回避する参照レベル；森林の除去量および排出量の算定。EUは、強制的な森林管理算定を支持した。

ボリビアは、EUのプレゼンテーションでは多様なオプションの影響可能性範囲を-1.2%から-2%としており、この範囲は極めて小さいと強調し、多様なLULUCFオプションの影響可能性は既知であり、このため附属書I 諸国全体の排出削減量の議論は可能だと述べた。これに対し、EUは、多様なオプションが全体目標に与える影響は小さいかもしれないが、各国個別の目標値には大きな影響を与えると説明した。ブラジルは、附属書I 諸国に対し、議定書3.4条（土地管理活動）適用義務を受け入れるよう求め、これは一般的には排出源活動であり、これを外してはLULUCF全体の十全性に影響しかねないと強調した。

**決定書1/CP.10**：決定書1/CP.10（適応と対応措置に関するブエノスアイレス作業計画）の実施進展状況を議論するコンタクトグループは、午前中、短時間の会合を開催し、SBI 33に送る決定書草案付きのSBI結論書草案で合意した。

**議定書の下でのキャパシティビルディング（SBI）**：午前中のコンタクトグループ会合で、締約国は COP/MOP決定書草案に焦点を当て、パラグラフごとの議論を行った。タンザニアはG-77/中国の立場で発言し、優先的な範囲のニーズに民間部門がいかに対応しているか、民間部門がキャパシティビルディングにどれだけ貢献できるかの証拠がないと強調した。日本は、自国では民間部門がキャパシティビルディング活動に従事しているとし、言及の保持を支持した。

途上国、特にLDCs、アフリカ諸国、SIDSのCDM参加を可能にする主要なニーズに言及したパラグラフについて、パナマは中米統合システム（CENTRAL AMERICAN INTEGRATION SYSTEM）の立場で発言し、最も脆弱な地域および諸国への言及を入れるよう提案したが、EUは反対した。

キャパシティビルディングプログラムの効果性および持続可能性に関する報告について、G-77/中国は国別報告書への言及に反対したが、EUはその意見に反対した。ウガンダは、「国別報告書など適切なメカニズム」という表現を提案した。非公式協議が続けられる。

**議定書2.3条/3.14条（SBI/SBSTA）**：議定書2.3条（政策措置の悪影響）および3.4条（対応措置の悪影響と影響）に関するSBI/SBSTA合同コンタクトグループ会合で、サウジアラビアはG-77/中国の立場で発言し、

議定書2.3条及び3.14条規定の問題を均衡のとれた形で取り扱うことが求められているわけではないと強調した。スペインはEUの立場で発言し、カナダおよびオーストラリアと共に、シンメトリーとバランスを求めた。EUは、悪影響への対応に関する実質協議を行う前に、まず情報交換を行い悪影響に関する理解を高めることが優先すると述べた。

カナダとオーストラリアは、この問題に関し非公式協議を追加する必要性に疑問を呈した。サウジアラビアは、取り上げるべき実質的な問題を数え上げ、カタール、インド、中国と共に、追加協議は「極めて有用だ」と述べた。オーストラリアは、最初の非公式会議開催後に2回目が必要かどうか議論することを提案した。

その後、締約国は、議定書3.14条に関するSBI結論書についてパラグラフごとに検討した。サウジアラビアは、先進国には対応措置が途上国に与える影響を最小限に抑制すべく行動する義務があると強調し、このことを文書中に明確に記述すべきだと強調した。EUは、悪影響に直面するのは全ての諸国であり、これらの影響を考える場合は最貧国、および影響への対応能力が最も低い国に焦点を当てるべきだと強調した。インドは、全ての途上国に対する影響に焦点を当てるべきであるが、最初是最貧国および最も脆弱な諸国について考慮できるのではないかと述べた。中国は、「最も貧しく最も能力が低い」と言う表現は、条約の概念にはないと強調した。サウジアラビアは、新しい分類を拒否した。非公式協議が続けられる。

**緩和の科学的、技術的、社会経済的な側面 (SBSTA) :** 緩和の科学的、技術的、社会経済的側面に関する非公式協議で締約国はSBSTA結論書草案について議論した。多数の締約国が、セクター間のバランスを結論書にも反映させるべきと指摘し、数カ国は、将来作業する特定の分野の定義で合意する必要があると強調した。非公式協議が続けられる。

### 廊下にて

月曜日、交渉が再開されたが、特定の問題について会議し議論する2つのAWGのための「共通スペース」の問題が、参加者の口上に最も上った話題の一つであった。この問題を議論する非公式会合が午前中に開催され、「驚くほど意見の一致が見られなかった」と失望した途上国の参加者が述べた。この会議に出席した参加者によると、G-77/中国内部でこの問題に関する意見の違いが続き、AOSISおよび特定の中南米諸国が「共通スペース」への強力な支持を表明する一方、他の一部のG-77/中国諸国は反対を続けた。また米国が議定書組織との合同討議に抵抗する姿勢をゆるめる兆候はないというのが大方の感触であった。先進国および途上国数カ国の参加者は、この反対継続の姿勢に、「極めて大きな失望」を表明した。懐疑的な見方をするものが多い中、「共通スペース」を見出そうとの努力が続けられているとの憶測が流れた。「先に進むにはこういったことが必要だ」とある参加者は分析していた。





Earth Negotiations Bulletin  
Bonn Climate Change Talks  
<http://www.iisd.ca/climate/sb32/>

財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

ここ2日間で2回のAWG-KPコンタクトグループ会合ではLULUCFに焦点が当てられ、LULUCF交渉担当者は、これまでにない注目を浴びている。G-77/中国は、参照レベルについて共通の立場を示し、締約国はこの参照レベルの構成を明らかにし始めた。「少なくとも一部の附属書I締約国はLULUCF算定の透明化に向け動いているようだ」とある途上国の参加者は述べた。「各国が予測されるレベルにおいてそれぞれの参照レベルを設定するなか、透明性の名のもとで排出量を隠すことが、環境十全性達成のために本当に望ましいことなのかかわからない」とある失望した参加者はコメントした。

GISPRI仮訳

---

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Anna Schulz, Matthew Sommerville, and Simon Wolf. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the United Kingdom (through the Department for International Development - DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2010 is provided by the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the *Bulletin* into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Talks - May/June 2010 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.